

確定判決とは真逆の取扱い、税務当局の解釈を法令に規定



公益法人から普通法人への移行後の所得金額の計算方法を明確化へ

令和8年度税制改正では、公益法人等が普通法人に移行する場合の所得金額の計算の整備が行われる。現行、公益法人等が普通法人等に移行する場合には、課税所得の範囲が変更されるため、移行前に収益事業以外の事業（非収益事業）に属していた資産等は、移行後は課税対象の資産等となるが、その資産等には会計上の帳簿価額しか付されていないため、税務当局の解釈では、移行時の会計上の帳簿価額を税務上の帳簿価額とすることとされている。しかし、最近の裁判事例では、税務当局の解釈とは異なり、移行時の帳簿価額ではなく、当初の取得価額で移行後の所得金額を計算するとの判断が示されており、今回の改正では、移行後の各事業年度の所得金額の計算について、移行時に付された会計上の帳簿価額を基礎として行うことを明確化する。令和8年4月1日より適用する予定だ。今回の改正は、当初の税務当局の解釈を法令上規定するものといえるが、確定判決とは真逆の取扱いとなるもの。納税者にとっては不利となるケースも想定され、大きな波紋を呼ぶことにもなりそうだ。



普通法人への移行後の所得金額の計算で税務当局の意図とは異なる判決

公益法人等が普通法人又は協同組合等に移行する場合には、課税所得の範囲がこれまで収益事業のみ課税であったものだけでなく、すべての所得についても課税されることになる。そのため、移行前に収益事業以外の事業に属していた資産等については、移行後は課税対象の資産等に変更されることになるが、その資産等には会計上の帳簿価額しか付されておらず、税務上の帳簿価額は不明となっている。

税務当局における取扱いでは、移行により課税対象外の資産等が課税対象の資産等となった場合には移行時の会計上の帳簿価額を税務上の帳簿価額とすることとしていたが（法令131条の6）、この取扱いに待ったをかけたのが令和5年2月17日の東京地裁判決

（本誌968号40頁参照）及び令和6年9月26日の東京高裁判決だ（本誌1070号4頁参照）（確定）。同判決では、税務当局の主張とは異なり、移行後の所得金額の計算については、移行時の帳簿価額ではなく、当初の取得価額で行うものと判断されている。

当初の取得価額で移行後の所得金額を計算

まずは本判決の概要についてみてみることにしよう。

本件は、納税者（原告・被控訴人）が特例民法法人から一般社団法人（普通法人）に移行した後の有価証券の譲渡原価及び減価償却資産の償却費が争われたものである。

納税者は、一般財団法人に移行する前、収益事業以外の事業に属する資産として有価証券を保有し、取得価額をもって帳簿価額とし